

林政改革プログラム

平成12年12月

新たな基本政策の構築

12～13年度		～17年度
<p>林政改革大綱決定 (林政改革プログラムの決定)</p>	<p>新たな基本政策の構築 新基本法の制定(平成13年通常国会に向け法案を 取りまとめ)</p> <p>大綱、プログラムに沿って、個々の政策に係る改革の着実な推進</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>政見 策直 全し 般 の</p> </div>

森林の整備目標及び森林資源の利用目標の設定

13～14年度	～17年度
<p>関係者の努力の指針として、森林の整備目標及び森林資源の利用 目標を設定</p>	<p>新基本法に基づき設定</p> <p>・目標達成に向けた施策の展開</p>

多様な機能の発揮のための森林の管理の推進

－ 1 森林計画制度の見直し等を通じた森林整備の推進

13～14年度	～17年度
<p>(1) 持続可能な森林経営を推進する森林計画制度の構築 重視すべき機能に応じた森林の区分の導入と施策の明確化 森林施業計画の認定要件・作成者の見直し 森林の整備の状況等に関する評価手法の整備 森林に関する情報管理体制の整備</p> <p>(2) 森林整備事業等の見直し 新たな森林施業の推進（平成14年度から本格的に実施） （抜き伐りを繰り返しつつ徐々に更新を図る施業の推進） 新たな造林関係事業の施策体系の見直し （重視すべき機能に応じた森林の区分等に対応した造林関係事業の再編） 新たな林道事業の施策体系の見直し （重視すべき機能に応じた森林の区分等に対応した林道事業の再編） 森林に対する要請の多様化に対応した優良種苗の確保</p> <p>(3) 間伐の緊急実施等による森林整備の推進 平成12年度からの緊急間伐5カ年対策等を着実に実施</p>	<p>平成13年の通常国会に向け、森林法改正法案を取りまとめ 全国森林計画の変更（13年度）</p> <p>平成14年度からの実施に向け施策体系を見直し 種苗の供給管理体制等を検討</p> <p>・新たな法制度等に基づき、持続可能な森林経営を推進 ・森林の区分に応じた施策を推進 ・平成15年度までに森林資源モニタリング調査により評価の基礎となる現状の指標値を算定 ・16年度から、15年度までに算定された指標値で評価</p> <p>・新たな施策体系に基づいた森林整備事業の推進</p> <p>・左記検討結果を踏まえ、具体的施策を実施</p> <p>・平成16年度までの緊急間伐対策の実施結果を踏まえ、以後も着実に間伐対策を推進</p>

13～14年度	～17年度
<p>(4) 的確な森林保護の推進 松くい虫等の病害虫や鳥獣の被害対策等を着実に実施</p> <p>(5) 森林の保全措置の充実強化 (森林所有者等の森林管理に係る責務の明確化及び森林の保全措置の充実強化)</p>	<p>・左記施策の着実な実施</p>

平成13年の通常国会に向け、森林法改正法案を取りまとめ

－ 2 森林の新たな利用の推進

13～14年度	～17年度
<p>(1) 国民に開かれた森林の整備 高齢者、障害者、児童等の幅広い利用に配慮した森林の整備 教育、福祉等の分野との連携による森林づくり体験、健康の維持増進等の機会の提供</p> <p>(2) 身近な里山林等の保全・整備・利用の推進 保健・文化・教育的利用の場としての整備等の推進を市町村森林整備計画等に明示し、地域の主体的取組を推進 森林所有者、地域住民等の連携・協力の下で、利用活動と保全・整備活動を一体的に推進</p>	<p>・左記施策の着実な推進</p> <p>・教育改革の検討方向を踏まえた連携施策の実施</p> <p>・左記施策の着実な推進</p>

教育、福祉等の分野との連携施策の検討

－ 3 森林整備に対する理解の醸成と森づくり運動の展開

13～14年度	～17年度
国土緑化運動、森林の持つ公益的機能の定量的評価の公表等をはじめとする普及啓発活動の展開を通じた国民の理解の醸成 国民の直接的参加を促進していくためのボランティア活動等の促進 水源の森の整備等に向けた上下流の連携・協力の推進	・左記施策の着実な推進

－ 4 国民の理解の下での森林整備の社会的コスト負担の検討

13～14年度	～17年度
森林の公益的機能の発揮のための社会的コスト負担のあり方等の検討(その一環として、12年11月から研究会を立ち上げ、検討を開始)	

森林の管理と森林資源の持続的利用を担う林業の振興

－ 1 地域林業経営体制の整備

13～14年度	～17年度
<p>(1) 施業・経営の担い手の育成・確保と集約化 育成すべき施業・経営の担い手の明確化 ア 林業経営体の育成・確保 イ 林業事業体の育成・確保 認定制度の整備と認定者に対する施策の集中 認定者による施業・経営の集約化の促進</p> <p>(2) 森林組合の機能の充実 効率的な施業・経営の担い手として育成 地域の森林の管理を責任を持って担う主体として育成</p> <p>(3) 安定的な林業経営の維持のための措置 森林災害に対する損害てん補制度の普及 相続税の負担軽減を含む林業税制のあり方の検討 入会林野等の整備と既整備分の森林の適切な管理の実施</p>	<p>平成 13 年の通常国会に向け、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法改正法案を取りまとめ</p> <p>平成 14 年の通常国会に向け、森林組合法の見直しを検討</p> <p>入会資源活用総合対策事業（～13年度末）後のあり方の検討</p> <p>・新たな制度の下での担い手の育成・確保と集約化の推進</p> <p>・新たな制度の下での森林組合による森林の管理の推進</p> <p>・左記施策の着実な推進</p> <p>・左記の検討結果を踏まえ、具体措置を実施</p>

－ 2 林業就業者の確保・育成

13～14年度	～17年度
<p>(1) 新規就業者の確保・育成 森林・林業に関する知識や求人情報の提供、就業前を含む研修事業の充実等による幅広い人材の確保と今後の森林整備に必要な知識・技術等を備えた人材の育成・定着</p> <p>(2) 林業後継者の確保・育成 林業者等の技術の向上や地域のリーダーの育成、林業の体験教育等による林業経営への参画の促進等</p> <p>(3) 林業事業体の雇用管理の改善 通年雇用化、就業環境の整備、高性能林業機械の導入、施業・経営の受託の促進等による林業事業体の生産性の向上と安定的な事業量の確保</p> <p>(4) 労働安全衛生対策の推進 林業事業体に対する安全指導の徹底、高性能林業機械の導入による作業システムの改善等</p> <p>(5) 女性の参画及び高齢林業者の活動の推進 女性の参画促進のための技術、経営に関する研修等の実施、高齢林業者の技術と能力を活用した森林・林業活動を促進するための環境整備の実施</p>	<p>中・長期的に必要な林業労働力及びその確保方策の検討</p> <p>・左記検討を踏まえた人材の確保・育成対策の推進</p> <p>・左記施策の着実な推進</p> <p>・林業労働力確保法に基づく事業体の改善計画の着実な推進</p> <p>・左記検討結果を踏まえ、具体的措置を実施</p> <p>林業事業体における安全管理のあり方を検討</p>

－ 3 効率的かつ適切な森林整備のための生産基盤等の整備

13～14年度	～17年度
<p>(1) 林道等の整備 林道、作業道の整備と重点化、林道の規格・構造の弾力化の検討</p> <p>(2) 機械化の推進（平成12年高性能林業機械化促進基本方針を改定） 新たな高性能林業機械作業システムの構築と普及、高性能林業機械等の小型軽量化、低価格化等に係る技術開発・実用化の推進</p> <p>(3) 優れた品種の開発・普及（平成12年度中に林木育種戦略を策定） 材質、生長量等の優れた品種の開発・普及の推進</p>	<p>13年度林道規程の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな林道規程に基づく、林道等の整備の推進 ・左記方針に基づき施策を着実に推進 ・左記戦略に基づき、品種の開発を推進

－ 4 特用林産の振興

13～14年度	～17年度
<p>特用林産振興対策研究会において取りまとめられた「特用林産の今後の振興のあり方について」(平成12年)を踏まえ、以下の対策を実施</p> <p>(1) 低コスト安定供給体制の整備と新技術の開発 生産技術の向上、高品質種菌の開発・導入、作業の機械化、品質管理の高度化、流通の改善等</p> <p>(2) 消費者の視点に立った情報提供による需要の拡大 JAS法に基づく産地表示の適正化、特用林産物の特性、産地や生産方法等の情報の提供等を通じた需要の拡大</p>	<p>・左記施策の着実な推進</p>

森林資源の持続的利用を担う木材産業の振興

13～14年度		～17年度
<p>1 木材産業の構造改革</p> <p>(1) 木材の加工体制の整備</p> <p>品質・性能の確かな製品の低コスト供給体制の整備 (乾燥材供給体制の早期整備、高次加工化の推進、製品の量産化、高能率機械の整備、技術者の育成・確保等)</p> <p>関係者間の連携の強化による加工体制の整備 (多様な製材品生産等の体制整備、木材関連産業の団地的取組の推進、原木の安定供給体制の整備等)</p> <p>技術開発の推進 (技術開発体制の整備、民間企業が行う技術開発への支援)</p> <p>(2) 木材の流通の合理化と情報化の推進</p> <p>原木流通の効率化 (市場の統合による取扱規模の拡大、選別機能の強化等)</p> <p>製品流通の効率化 (大消費地等への共同出荷体制の整備、関係者の連携による物流の合理化)</p> <p>規格取引と情報化の推進 (品質・性能に係る情報の表示、情報技術(IT)を活用した規格取引、木材の需給・価格に関する情報の提供等)</p> <p>(3) 再編整備の推進 経営革新と設備廃棄等を一体的に促進</p>	<p>木材産業及び木材利用に関する法制的措置について、13年度を目途に検討</p> <p>木材産業体制整備の基本方針の策定(13年度)</p>	<p>・左記方針に基づき、施策を着実に推進</p>

13～14年度

～17年度

2 木材利用の推進

(1) 国民への普及啓発

森林資源の持続的利用の必要性、木の優れた特性、価格等の
情報提供

(2) 住宅への地域材利用の推進

標準的仕様の住宅への地域材を使った住宅部材の安定供給シ
ステムの整備、木材供給者と住宅生産者との連携の促進
長期間居住が可能な家づくりや住宅のリフォームに必要な利
用技術の開発と部材供給体制の整備、木材利用に係る技術者
の育成

(3) 公共部門等における地域材利用の推進

関係省庁、地方公共団体等との連携による学校等の公共施設、
公共土木工事等への地域材利用の推進等

(4) 木質資源の多角的利用の推進

バイオマスエネルギーや、木質プラスチック等の新素材と
しての利用技術の開発と普及

地域材利用の推進方
向の取りまとめ(1
3年度)

・左記推進方向に基づき、施策を着
実に推進

森林・林業・木材産業を通じた総合的・重点的な施策の展開

13～14年度	～17年度
<p>1 森林・林業・木材産業を通じた連携の促進 流域管理システムの下で流域内関係者、上下流住民等の連携・協力による森林整備等の推進 外材と対抗しうる意欲ある地域を育成するための仕組みの構築</p> <p>2 林業構造改善事業の見直し 木材生産流通コストの削減、需要者ニーズに対応した国産材の供給等を総合的に推進する観点から、林業構造改善事業を見直し</p>	<p>14年度からの実施に向けて検討</p> <p>14年度からの実施に向けて見直し</p> <p>・左記検討結果を踏まえた新たな事業の展開</p> <p>・左記見直しを踏まえた新たな事業の展開</p>

公的関与による森林の適正な管理

13～14年度	～17年度
<p>1 保安林指定の計画的推進と治山事業による森林の整備 保安林の指定の計画的推進 治山事業による森林整備の実施 (機能が低下した保安林等一定の場合における森林整備の実施) 保安林の機能を十分に保全する観点から保安林の指定施業要件の見直し</p> <p>2 緑資源公団による森林の整備 森林所有者等の自助努力によっては急速かつ計画的な森林造成が期待できない地域の 水源かん養保安林等における水源林の造成</p> <p>3 林業会社による森林の整備(林業会社のあり方等につき12年中を目途に整理) 既往の造林地の適切な管理、長伐期化等の施業の転換、施業・経営の受託等の推進等</p> <p>4 公有林化の推進 地域が、公益的機能の発揮を図るため、特に必要がある森林について公有林化を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林整備臨時措置法の期限切れ (15年度末)後の保安林整備のあり方について検討 ・左記施策の着実な推進 ・左記施策の着実な推進 ・左記施策の着実な推進

森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発と普及

13～14年度	～17年度
<p>1 研究・技術開発等の効率的・効果的な推進 研究・技術開発戦略や林木育種戦略（両戦略は平成12年度中に策定）に基づく研究・技術開発等の効率的・効果的な実施</p> <p>2 林業普及指導事業の見直し（11年度に林業普及指導運営方針を改定） 課題の重点化 （指導的林家や林業研究グループのリーダーの育成、林業経営への参入意欲のある者の参画促進等の課題に重点化） 効率的・効果的な普及事業の展開 （個別指導方式の拡充、普及指導職員の資質の向上、情報ネットワークの整備等）</p>	<p>・左記戦略に基づく研究・技術開発、林木育種を効率的・効果的に実施</p> <p>・左記方針等に基づき普及指導事業を推進</p>

国有林野事業改革の着実な推進

13～14年度	～17年度
<p>国有林野の管理経営に関する基本計画（平成11年から平成21年まで）に基づき、公益的機能を重視した管理経営への転換等抜本的改革を引き続き推進 また、森林の保全管理、治山事業等の着実な実施や国有林野事業と民有林施策との連携の推進</p>	<p>・左記計画に基づき、抜本的改革を推進</p>

山村地域の活性化

13～14年度	～17年度
<p>1 定住条件の整備等</p> <p>(1) 就業機会の創設・確保 (林業(特用林産)・木材産業の振興、木質バイオマス等の未利用資源を活用した新たな産業の育成等)</p> <p>(2) 定住条件の整備 (林業生産基盤の整備、生活環境の整備、拠点集落の重点的整備、高齢者・女性のための環境整備、将来的な集落再編のあり方の検討等)</p> <p>(3) 都市と山村の交流の促進 (森林体験や森林環境教育の推進等)</p> <p>2 森林整備のための地域による取組の推進 森林の多様な機能の発揮を図る観点から、森林整備のための地域による取組を推進するための措置の内容について検討</p>	<p>・左記施策の着実な推進</p> <p>・左記施策の着実な推進</p>

森林組合系統組織の見直し

13～14年度	～17年度
<p>1 経営基盤の強化・組織運営体制の整備</p> <p>合併による広域組合化、組織の合理化等による経営基盤の強化と組織運営体制の整備促進 (森林組合系統組織が平成13年度末を目標として取り組んでいる体制づくり(約600組合(平成11年度末現在1,255組合)を実現) 効率的な森林施業の実施、事業の整理・多角化、農業協同組合・漁業協同組合との連携の強化 製材業者・工務店、森林整備ボランティア等との連携の強化</p> <p>2 森林組合系統組織の再編・整備</p> <p>森林組合系統組織が自ら取り組む組織の再編・整備を実現 都道府県森林組合連合会については、各地域の実情に応じた単位森林組合との役割分担の明確化・機能統合の推進 全国森林組合連合会については、事業の抜本的な見直しを含む経営改善の推進</p>	<p>森林組合合併助成法の期限切れ(13年度末)後の対応のあり方について検討</p> <p>平成14年の通常国会に向け、森林組合法の見直しを検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再編・整備後の新たな体制の森林組合系統組織の育成 ・新たな制度に基づき、事業を展開 ・再編・整備後の新たな体制の森林組合系統組織の育成

森林・林業分野における国際的取組の推進

13～14年度	～17年度
<p>1 持続可能な森林経営の推進 二国間の技術協力・資金協力、国際機関を通じた協力及び各種の技術開発・調査事業、民間企業やNGO等の取組に対する支援、国際的な政策対話への積極的な参画を推進</p> <p>2 地球環境問題への対応 地球温暖化防止等へ向けた国際的な取組への積極的な参画等</p> <p>3 適切な木材貿易の推進 適切な木材貿易の推進のための国際ルールの確立に向けた取組</p>	<p>・左記施策の着実な推進</p>